民訴予備令７－３５　肢イ

第１．肢の結論

誤っている

第２．甲土地が遺産に属することの確認の訴えに訴えの利益が認められるか。

１．問題の所在

被相続人Aが死亡し，相続人は妻X，子Y1，子Y2のみだった。X，Y1，Y2の間で，A名義の複数の不動産のうち，甲土地がAの遺産に属するか否かの争いになった。

Xは，Y1，Y2を被告として，甲土地が遺産に属することの確認の訴えを提起した。

本件訴えは適法か，訴えの利益が認められるか問題となる。

２．結論および理由

（１）結論

確認の利益は認められる。したがって，認められないとする，肢は誤っている。

（２）理由

まず，確認の利益とは，確認訴訟における訴えの利益をいう。そして，訴えの利益とは，紛争解決を図る上で判決を経ることが必要かつ実効的かを判断するための利益をいう。

確認訴訟は，他の給付，形成の訴えと異なり，既判力（１１４条）しか生じず，紛争解決に実効性が弱い。そこで，特に一般的な訴えの利益とは別に，確認の利益が問題となる。

そして，確認の利益が認められるためには，①対象選択の適否，②即時確定の必要性，③方法選択の適否が必要である。本件の場合，②紛争はすでに起こっているので即時確定の必要性あり，③他の訴訟による選択ができないので，方法選択も適当である。そのため，特に①との関係で問題となるが適法と考える。

理由は以下の通りである。

確かに，一般的に対象選択として適法になるのは，現在の（自己の）法律関係である。

本件の遺産関係の確認は，過去の法律関係である。したがって，対象選択としては，ふさわしくない不適法と思える。しかし，不当である。仮に不適法とすると，遺産分割手続の前提が確定せず，協議が進まない。本件訴えは，紛争解決のため必要である。適法とすべきである。一般的に，現在の法律関係に対象選択の適法性が認められるのは，本件のように過去の法律関係を確定しても，その後の権利関係の変動などの事由により，現在の紛争解決に繋がれないからである。本件の場合は，性質上，遺産に属することが確定すれば，それを持って，遺産分割協議ができる以上，現在の紛争解決に抜本的に繋がる。

このように甲土地が遺産に属することの解決に対して，判決をすることは，紛争解決に対して，必要性，実効性がある。よって，①対象選択として適法とするのが，相当である。

以上，①②③の要件が認められるので，確認の利益はある。

以上